国際知財司法シンポジウム2019 「インターネット上の著作権侵害に対する 刑事司法」の国際比較 結果概要(2月目)

法務省法務総合研究所国際協力部教官 小谷 ゆかり

1 はじめに

国際知財司法シンポジウム(JSIP)は、2017年秋から始まり、開催形式を変えるなどして本年で3度目を迎えた。2019年度のJSIPでは、より議論の幅を広げ、ASEAN各国の連携・情報共有・発信を強化することなどを目的として、初の刑事パートを取り上げた。

ASEANは地理的にも広く、文化、歴史、政治情勢も様々であり、刑事司法の運用もそれらが 反映されるなどして取り扱いが異なるため、トピックによっては本シンポジウムのテーマに適さ ないものもあるかと思料されたが、ASEANにおいても深刻な問題となっているインターネット上の著作権侵害に焦点を当てることにより、各国の刑事司法の比較検討を試みた。

プログラムは、日本側の知見を共有するものとして警察庁の講演からスタートし、続いて ASEAN側のプレゼンテーション、最後にパネルディスカッションという流れで構成した。プレゼンテーションについては、ASEAN国内で知的財産権侵害事犯の取扱件数が比較的多いタイ及 びシンガポールが発表を務め、これら 2 か国を除いた ASEANの参加者らがパネルディスカッションに参加して議論を行った。

以下、結果概要を報告する。なお、本稿中、意見にわたる部分は筆者の個人的見解である1。

2 講演

日本側の発表として、警察庁生活安全局生活経済対策管理官付課長補佐の萩原勇氏から、日本 における著作権侵害事犯の検挙状況等についてご講演いただいた。

¹ 各国の刑事司法について比較検討するに当たり、日本貿易振興機構(ジェトロ)バンコク事務所知 的財産部長加藤範久氏より、数多くの基礎資料や助言をいただいた。